

第 42 回北信越国民体育大会  
新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

第 1 版 令和 3 年 4 月 23 日

第 2 版 令和 3 年 7 月 12 日

第 42 回北信越国民体育大会実行委員会事務局  
新型コロナウイルス感染症対策室

## 第1 はじめに

### 1 目的

本ガイドラインは、「国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針」、「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（公益財団法人日本スポーツ協会）、「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（スポーツ庁）、各中央競技団体等が示す大会開催時のガイドライン、各業種別ガイドライン等を参考に、第42回北信越国民体育大会（以下「大会」という。）で実施される競技会における各主体の役割分担を定めるとともに、実施することが望ましい標準的な対策を取りまとめたものである。

なお、本ガイドラインは、新型コロナウイルスの感染拡大等の状況に応じて、随時、必要な改訂を行う。

### 2 対象

本ガイドラインは、以下の者（以下「参加者」という。）に適用する。

- (1) 第42回北信越国民体育大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）に所属する者
- (2) 選手団に所属する者（選手、監督、コーチ（チームスタッフを含む。）等）
- (3) 競技会運営者（大会役員、競技会役員、競技役員、競技補助員等）
- (4) 報道員（それに準じるものを含む。）
- (5) 競技会場内で業務に従事する者（施設管理者、視察員、物販スタッフ等）
- (6) 観客

### 3 役割分担

- (1) 第42回北信越国民体育大会実行委員会事務局新型コロナウイルス感染症対策室（以下「対策室」という。）
  - ア 本ガイドラインの策定及び関係者への周知を行う。
  - イ 感染症対策に関し、必要に応じ関係機関との調整を行う。
- (2) 長野県競技団体（以下「競技団体」という。）
  - ア 各競技の中央競技団体が示すガイドラインに基づき、適切な感染防止対策を講じた競技運営を実施する。
  - イ 本ガイドライン等に基づき、各競技会場における具体的な感染防止対策を施設管理者と検討・実施する。
  - ウ 参加者のうち、競技会場へ来場する者（以下「来場者」という。）の体調確認を行い、その記録を保管する。対策室等から記録を提出するよう求めがあった場合は、速やかに提出できる体制をとる。

(3) 会場地市町村

競技会場となる市町村が管理する施設について、本ガイドラインや当該施設のガイドライン、「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（スポーツ庁）等に基づき、各競技会場における具体的な感染防止対策を競技団体と検討・実施する。

## 第2 感染予防対策

### 1 共通予防対策

(1) 以下の事項を感染拡大防止のための基本的対策とする。

ア	手指衛生の励行
イ	競技及びウォームアップ時以外、常時マスクの着用
ウ	ソーシャルディスタンスの確保
エ	「3密」（密閉空間・密集場所・密接場面）の回避（できる限り「ゼロ密」を目指す）
オ	禁煙の推奨
カ	毎日の健康と行動の記録の事前提出・必要に応じた事後提出
キ	体調不良（発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常等）の場合、参加自粛
ク	大声での会話・応援の自粛
ケ	接触確認アプリ（COCOA）の利用推奨
コ	大会期間中の不要不急な会食の自粛
サ	選手、関係者、観客等のゾーニング確保・エリアコントロールの徹底
シ	諸室・共用物品の消毒の徹底

(2) 参加者は、以下の事項に該当する場合は自主的に参加を見合わせる。

ア 体調不良の場合（(1)キに同じ）

イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる者がいる場合

ウ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

(3) (1)カの個人の健康管理の記録・提出に際しては、体調管理アプリケーション「GLOBAL SAFETY」又は体調管理チェックシート（別紙様式1～3）を使用する。

### 2 参加者において特に実施すべき事項

(1) 実行委員会に所属する者、選手団に所属する者、競技会運営者及び競技会場内で業務に従事する者

ア 来会14日前からの健康状態を記録するとともに、期間中は毎日検温を実施し、その記録を競技団体の指示に従い提出する。

イ 競技会場入場時には、検温を受ける。

ウ 競技会場内では常時マスクを着用する（選手においては競技及びウォームアップ時を除く）。

エ 選手団においては、体調管理チェックシート（別紙様式）を提出する場合、代表者がとりまとめのうえ、提出する。

(2) 報道員

ア 来会 14 日前からの健康状態を記録するとともに、期間中は毎日検温を実施し、その記録を競技団体の指示に従い提出する。

イ 競技会場入場時には、検温を受ける。

ウ 競技会場内では常時マスクを着用する。

エ 取材は事前申請とし、取材日ごとに受付を行う。競技会場内では競技団体の要請・指示に協力する。

オ 取材人数は可能な限り少なくする。

カ 取材・インタビューは競技者同意のもと、相手との距離（できるだけ 2 m、最低でも 1 m）を確保するとともに、短時間で実施する。

(3) 観客（入場が認められる競技会）

ア 来会 14 日前からの健康状態を記録するとともに、期間中は毎日検温を実施し、その記録を競技団体の指示に従い提出する。

イ 競技会場入場時には、検温を受ける。

ウ 競技会場内では常時マスクを着用する。

エ 競技会場入場時の検温、係員の質問に応答する等、競技団体の要請・指示に協力する。

オ 競技会場内での行動を記録するよう心掛ける。

カ 大声を出しての歌、楽器の使用、タオル等を振り回す行為、ハイタッチ等は控える。

### 3 競技会場において特に実施すべき事項【主な実施主体】

(1) 全般【競技団体、施設管理者】

ア 競技会場の出入口、受付、控室等、各所に手指消毒液を設置し、常時、手指の消毒が可能な環境を整える。

イ 会場内での手指消毒やマスク着用の周知・依頼を行い、マスク未着用の者には個別に着用を促す。

ウ 選手控室、役員控室等の個室については、可能な限り、窓の開放及び換気扇の利用により、定期的な換気を実施する。

エ 人と人との接触を可能な限り避け、距離（できるだけ 2 m、最低 1 m）を確保できる対策を講じる。

オ 受付や招集所（待機所）では、大声を出さないように、拡声器等を用いることが望ましい。使用した拡声器等については消毒をする。

カ 不特定多数の者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等）については、こまめに消毒する。

また、消毒には、アルコール消毒液（70%～95%）、もしくは次亜塩素酸ナトリウム 0.05%溶液（トイレの消毒については次亜塩素酸ナトリウム 0.1%が望ましい）を用いる。

※60%台のエタノールによる消毒液も一定の有効性があると考えられる報告があり、70%以上のエタノールが入手困難な場合には、60%台のエタノールを使用した消毒も差し支えない。

※上記のほか、新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について、厚生労働省のホームページを参照する（参考 HP:厚生労働省「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）」）。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html)

キ 手洗い場には石鹼（ポンプ型が望ましい）を用意する。また、手拭き用のペーパータオルを用意することが望ましい。

ク 受付やトイレ等、人が並ぶ可能性のある場所では、距離（できるだけ2 m、最低1 m）をおいて並べるように目印となる足元マークの設置等を行う。

## (2) 受付【競技団体】

ア 受付等の担当者はフェイスシールド等を着用するとともに、人と人が近距離で対面して話す場所には、可能な限り飛沫感染防止のため透明ビニールカーテンやアクリル板等を設置する。

イ 来場者が距離（できるだけ2 m、最低1 m）をおいて並べるように目印となる足元マークの設置等を行う。

ウ 受付や入退場時の滞留や密集を回避するため、時間差入場や、選手・役員等の動線区分等の措置を講じる。

エ 来場者の健康管理の記録を確認し、検温を行う。

オ 検温で37.5℃以上の者又は体調管理チェックシートのいずれかの項目の症状がある者については、第3「体調不良者発生時の対応」に基づいて対応する。

カ 収集した健康管理の記録については、提出から1か月以上経過した後、個人情報の取扱いに十分注意しながら、適切な方法で廃棄する。

## (3) 控室・更衣室等の諸室【競技団体、施設管理者】

ア 広さにはゆとりを持たせ、密になることを避ける。

イ ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する人数を制限する、別室を用意する等の措置を講じる。

## (4) 観客席【競技団体、施設管理者】

ア 屋内競技では収容定員の50%以内とする。

イ 屋外競技で、収容定員のある競技会場は、収容定員の50%以内とする。

ウ 収容定員の無い競技会場は、人と人との距離（できるだけ2 m、最低でも1 m）を確保する。

エ 仮設スタンド等、収容可能人数の算出が可能な観客席を設置する場合は、収容可能人数の50%以内とする。

#### 4 宿舎・輸送【主な実施主体】

##### (1) 宿舎【対策室】

ア 対策室は、宿泊業務受託業者を通じて、委託業務により配宿する宿泊施設に対し、「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」（全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館協会、全日本シティホテル連盟）等、関係するガイドライン等の遵守を依頼する。

イ 対策室は、宿泊業務受託業者を通じて、宿泊者に対し、宿舎滞在中に体調不良（第3の1参考）となった場合は宿泊責任者に必ず申し出ることを依頼する。併せて、距離（できるだけ2m、最低1m）の確保、マスクの着用（食事中に会話する際も含む）、手指衛生の励行、宿舎の指示に従うこと等の宿泊施設における基本的感染予防を遵守するよう、依頼する。

##### (2) 輸送【競技団体】

ア 競技団体は、輸送業務を委託する場合は、バス事業者その他の交通事業者に対し、「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」（日本バス協会）や「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」（貸切バス旅行連絡会）等、関係するガイドラインの遵守を依頼する。

イ 競技団体は、バス等を利用する者に対し、マスクの着用、会話の自粛、手指衛生の励行、他の乗客との距離の確保、必要に応じた換気の実施等、基本的感染予防の遵守を可能な限り依頼する。

#### 5 諸会議・式典【主な実施主体】

##### (1) 諸会議（競技会運営に係る審判会議、監督会議等）【競技団体】

ア 諸会議については、会議での伝達事項や議題等を見直した上で、実施の可否やオンラインでの実施等、実施方法について検討する。

イ 諸会議を実施する場合は、会議の運営方法や議題等の見直しにより時間短縮や参加人数の制限等の感染防止対策を講じる。

##### (2) 式典（開始式・表彰式等）【競技団体】

ア 各競技の開始式は、感染防止の観点から、実施しないことが望ましい。実施する場合は、参加人数の制限による距離の確保やプログラムの見直しによる時間短縮等感染防止対策を講じる。

イ 表彰式を実施する場合は、参加人数の制限による距離の確保やプログラムの見直しによる時間短縮等感染防止対策を講じる。

### 第3 体調不良者発生時の対応【主な対応主体】

#### 1 体調不良の定義

体調不良とは、発熱（37.5℃以上）又は体調管理チェックシートの「健康状態」欄のいずれかの項目の症状がある場合をいう。

#### 2 体調不良者への対応【競技団体、対策室】

##### (1) 会期中

##### ア 体調不良者への対応

- (ア) 各競技会場には、予め体調不良者に対応するためのスペースや部屋及び担当者を決めておく。来場者が体調不良となった場合に担当者が対応できるよう連絡体制を整える。
- (イ) 体調不良者への対応時は、手袋、マスク、フェイスシールド等を着用する。
- (ウ) 担当者は、(1)イ「医療機関等への電話相談」のとおり、地域で身近な医療機関又は受診・相談センター（以下「医療機関等」という。）に電話相談し、指示を受ける。
- (エ) 担当者は、体調不良者が発生したことについて、対策室（☎：026-235-7442）に報告する。以後、対策室からの指示により別紙様式4を提出する。
- (オ) 対策室は、体調不良者が発生したことについて、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）に報告する。
- (カ) 宿舎において体調不良者が確認された場合は、体調不良者を客室内に待機させるとともに、体調不良者と同部屋に宿泊している宿泊者は別室で待機させる。
- (キ) 担当者は、体調不良者の移動手段について、予め検討しておく。

##### イ 医療機関等への電話相談

- (ア) かかりつけ医等の地域で身近な医療機関がある場合は、そのかかりつけ医等に電話相談し、指示を受ける。かかりつけ医等がない、又は土日祝日や夜間など、相談先に迷った場合は競技会場地を管轄する受診・相談センターに相談し、指示を受ける。

#### 【長野県内の受診・相談センター】

電話相談窓口	管轄市町村	連絡先電話番号 (24時間対応)
佐久保健福祉事務所 (佐久保健所)	小諸市、佐久市、南佐久郡、北佐久郡	0267-63-3178
上田保健福祉事務所 (上田保健所)	上田市、東御市、小県郡	0268-25-7178
諏訪保健福祉事務所 (諏訪保健所)	岡谷市、諏訪市、茅野市、諏訪郡	0266-57-2930
伊那保健福祉事務所 (伊那保健所)	伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡	0265-76-6822

飯田保健福祉事務所 (飯田保健所)	飯田市、下伊那郡	0265-53-0435
木曾保健福祉事務所 (木曾保健所)	木曾郡	0264-25-2227
松本保健福祉事務所 (松本保健所)	塩尻市、安曇野市、東筑摩郡	0263-40-1939
大町保健福祉事務所 (大町保健所)	大町市、北安曇郡	0261-23-6560
長野保健福祉事務所 (長野保健所)	須坂市、千曲市、埴科郡、上高井郡、 上水内郡	026-225-9305
北信保健福祉事務所 (北信保健所)	中野市、飯山市、下高井郡、下水内郡	0269-67-0249
長野市保健所	長野市 (平日 8:30~17:15)	026-226-9964
	長野市 (休日/夜間 17:15~8:30)	026-226-4911
松本市保健所	松本市	0263-47-5670

※長野県外で開催する競技においては、事前に各県のホームページ等で相談先の電話番号を確認しておくこと。

- (イ) 担当者は、医療機関等へ電話相談した場合、電話した旨及び受けた指示について、対策室へ報告する。

ウ 感染が確認された場合

- (ア) 感染が確認された場合は、当該感染者が来場していた競技会場（単に往来した競技会場を含む）における競技・種目を全て中断し、保健所の指示に従う。

- (イ) 担当者は、保健所から受けた指示について、対策室へ報告する。

- (ウ) 対策室は、感染者及び濃厚接触者に関する情報について、日本スポーツ協会に報告する。

- (エ) 競技会の開催可否判断の基準（第4の1(1)カ）に基づき、関係機関で検討を行う。

(2) 会期後

ア 来場者に対し会期後に感染が判明した時の連絡先を周知しておく。

イ 来場者のうち、競技会場を離れた日の翌日から14日以内に、感染が確認された者は、競技団体へ報告する。

ウ 感染者の報告を受けた競技団体は、対策室へ報告する。

エ 競技団体から感染者の報告を受けた対策室は、日本スポーツ協会へ報告する。

## 第4 大会・競技会の開催可否判断及び参加可否判断

### 1 開催可否判断

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により以下のいずれかの状況となった場合、長野県が中心となり、令和3年1月25日付け第2回JSP0国体発第188号「新型コロナウイルス感染症

に関わる第76回国民体育大会（三重県）都道府県予選会及びブロック大会について（通知）」（別添）に基づき、開催可否について検討する。

- |   |  |
|---|--|
| ア | 新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令された場合                                      |
| イ | 競技会開催県独自の緊急事態宣言等の発令またはイベント開催自粛要請がされた場合                                 |
| ウ | 競技会開催県内医療機関の新型コロナウイルス感染症患者受け入れが対応不可となった場合                              |
| エ | 各県選手団の参集が困難な場合（申込済み参加県のうち1県以上）   |
| オ | 予選会の開催が困難な場合（各県予選会の2/3程度が実施に影響を生じたとき）                                  |
| カ | 競技会に参加している者及び競技運営に係る者に新型コロナウイルス感染症感染者が発生し、競技運営に支障をきたす、またはその可能性が想定される場合 |
| キ | その他新型コロナウイルス感染症に起因する事象により大会の開催が困難と想定される場合                              |

(2) 競技開始の3週間前に(1)ア～キ（オを除く）の状況となっている場合、開催可否判断の検討を行う。その後競技開始までに同様の状況となった場合は、随時協議を行う。

## 2 参加可否判断

来場者の参加可否の判断については、日本スポーツ協会の定める「国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針」に基づき、以下のとおりとする。

その他、定めのないケースが発生した場合については、競技委員長と対策室長が協議の上決定する。

(1) 大会開催前（対象者：実行委員会に所属する者、選手団に所属する者、競技会運営者、報道員及び競技会場内で業務に従事する者）

ア 感染者への対応

来会14日前の時点もしくはそれ以降に、PCR検査もしくは抗原検査で陽性反応があった場合、感染者及び濃厚接触者は参加を辞退する。または、派遣を取り消す。

イ 濃厚接触者への対応

保健所から濃厚接触者と認められた場合、14日間にわたり健康状態を観察する期間を経過し、症状がでていなければ参加しても構わない。

ウ 体調不良者及びその周囲の者への対応

別表（「感染疑い者及びその周囲の者の取り扱いに係る基本的な考え方」）のとおりとする。なお、別表中の「感染疑い」とあるのは「体調不良」と、「主催者」とあるのは「対策室」と読み替えるものとする。

(2) 大会開催期間中

ア 体調不良者である選手・監督（チームスタッフを含む）及びその本人が所属するチームについては参加することはできない。

イ 実行委員会に所属する者、選手団に所属する者（(1)の者を除く）、競技会運営者、報道員及び競技会場内で業務に従事する者の体調不良者個人については参加することはできない。

### <参考資料・情報サイト>

- ・公益財団法人日本スポーツ協会「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン（令和2年10月2日更新版）」
- ・公益財団法人日本スポーツ協会「国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針」（令和3年5月24日改訂版）
- ・公益財団法人日本スポーツ協会「新型コロナウイルス対応関連特集サイト」  
<https://www.japan-sports.or.jp/tabid1282.html>
- ・公益財団法人日本スポーツ協会「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン（令和2年5月29日更新版）」（中央競技団体ガイドライン掲載サイト）
- ・11月末までの催物の開催制限等について（令和2年9月14日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）
- ・来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について（令和2年11月12日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）  
[https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku\\_20201112.pdf?20201113](https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_20201112.pdf?20201113)
- ・内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室関連情報サイト  
<https://corona.go.jp/news/>
- ・長野県新型コロナウイルス感染症に関する情報サイト  
<https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/kenko/kenko/kansensho/joho/corona.html>

感染疑い者及びその周囲の者の出場（来場）の取り扱いに係る基本的な考え方

状況	基本的な考え方
<p>感染疑い者の大会出場継続判断について (感染疑い者本人の取り扱い)</p>	<p>大会開催日現地入りの2週間前の時点もしくはそれ以降に感染疑い症状が発症していた場合、インフルエンザ等の新型コロナウイルス以外の感染症のリスクもある為、原則当該選手は参加を辞退する。または、派遣を取り消す。</p> <p>但し、次のA. およびB. の両方の条件を満たしている場合、大会への出場を認めても構わない。</p> <p>A. 感染疑い症状の発症後に少なくとも8日を経過している（8日を経過している：発症日を0日として8日間のこと）。</p> <p>B. 薬剤を服用していない状態で、解熱後および症状消失後に少なくとも3日72時間が経過している（3日を経過している：解熱日・症状消失日を0日として3日間のこと）。</p> <p>但し、上記A. B. を満たさない場合であっても、薬剤を服用していない状態で感染疑い症状が消失し、新型コロナウイルスの感染リスクが低いこと<sup>(注1)(注2)(注3)</sup>を示す医師の診断書があれば、出場（来場）可能。主催者への報告が必要。PCR検査等が推奨される。</p> <p>(注1)：「新型コロナウイルスの感染リスクが低いこと」を示すため、PCR検査等が推奨される。</p> <p>(注2)：「新型コロナウイルスの感染リスクが低いこと」には、新型コロナウイルス感染症以外の傷病も考えられる。</p> <p>(注3)：医療機関を受診し、新型コロナウイルス以外の疾患である旨の医師の診断に基づき、当該症状に対し服薬指導を受け、処方された薬剤についてはこの限りではない。</p>
<p>感染疑い者がいる都道府県の大会出場判断について (感染疑い者の周囲の者の取り扱い)</p>	<p>原則、以下の対応とする。ただし、感染疑い者の行動歴等（種別・種目をまたがる接触の有無など）によっては、その限りではない。</p> <p>【個人競技・種目】</p> <p>感染疑い者が感染疑い症状のあった日（0日）を基準日として 当日～7日後の場合：当該種目かつ種別の全員が出場不可。主催者への報告が必要。</p> <p>【団体競技・種目】</p> <p>感染疑い者が感染疑い症状のあった日（0日）を基準日として 当日～7日後の場合：当該種別の全員が出場不可。主催者への報告が必要。</p> <p>【選手団本務役員】</p> <p>感染疑い者が感染疑い症状のあった日（0日）を基準日として 当日～7日後の場合：全員が帯同不可。主催者への報告が必要。</p>

## 体調管理チェックシート【初日提出用】

（別紙様式1）

競技名		種目／種別	
参加者区分		所属県	
氏名 (自署)		年齢	
連絡先 (電話番号)			

チェックシートは大会開催にあたり新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、参加者の皆様の健康状態及び行動歴を確認することを目的としています。本チェックシートに記入いただいた個人情報については、厳正なる管理のもとに保管し、健康状態の把握、来場可否の判断及び必要なお連絡のためにのみ利用します。感染者又は感染の疑いのある方が判明した場合には、必要な範囲で保健所等の関係機関に情報を提供することがありますことをあらかじめご了承ください。

項目		競技会初日													
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
日付		／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
体温		°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C
健康状態	喉（のど）の痛みがある														
	咳（せき）が出る														
	痰（たん）がでたり、からんだりする														
	鼻水、鼻づまりがある ※アレルギーを除く														
	頭が痛い														
	だるさ（倦怠感）がある														
	息苦しさがある														
	体が重く感じる、疲れやすい														
	味覚異常がある														
	嗅覚異常がある														
行動歴	新型コロナウイルスに感染（陽性）された方と濃厚接触 <sup>※1</sup> がある														
	同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる														
	政府から入国制限、入国後の観察時期が必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある														
	クラスターが発生している都道府県や該当地域に出張又は休暇等で訪れた <sup>※2</sup>														
	はいに該当する場合、訪れた都道府県名を記入														

※1 濃厚接触とは、「新型コロナウイルスに感染していることが確認された方と1m程度以内で15分以上接触があった場合」と定義します。

※2 日々の通勤、都道府県をまたがない移動は除きます。

※3 本票は一定期間保管した後、破棄します。

※4 健康状態及び行動歴欄は、該当する場合○を記入してください。

## 体調管理チェックシート【2日目以降提出用】

記入日 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

氏名 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

(※日中に連絡が取れる電話番号を記入してください)

以下の項目の御記入をお願いします。

体調及び状況について御記入ください。(該当する場合○を記入)

健康状態	体温	_____ °C
	喉（のど）の痛みがある	_____
	咳（せき）が出る	_____
	痰（たん）が出たり、からんだりする	_____
	鼻水、鼻づまりがある（※アレルギーを除く）	_____
	頭が痛い	_____
	だるさ（倦怠感）がある	_____
	息苦しさがある	_____
	体が重く感じる、疲れやすい	_____
	味覚異常がある	_____
嗅覚異常がある	_____	

【その他で気になる症状等について】





第 2 回 JSPO 国体発第 188 号  
令和 3 年 1 月 25 日

都道府県体育・スポーツ協会 専務理事 様  
第 76 回国民体育大会実施中央競技団体 専務理事 様  
令和 3 年度国民体育大会ブロック大会開催県実行委員会 事務局長 様

公益財団法人日本スポーツ協会  
国民体育大会委員会  
委員長 大野 敬三  
( 会 印 省 略 )

新型コロナウイルス感染症に関わる第 76 回国民体育大会 (三重県)  
都道府県予選会及びブロック大会について (通知)

平素より国民体育大会に対し、ご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、第 76 回国民体育大会 (三重県) については、「公益財団法人日本スポーツ協会国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針」及び中央競技団体作成の新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン並びに三重県作成の三重とこわか国体競技会における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン (以下、「ガイドライン等」という。) に基づき、スポーツ庁及び三重県とも連携・協力のもと、感染拡大防止対策を徹底の上、開催に向け鋭意準備を取り進めております。

昨年の第 75 回国民体育大会 (鹿児島県) の開催延期の判断をした理由の一つとして、「4 月時点で都道府県予選会の約 6 割以上が延期や中止の検討をしており、各ブロック大会を中止とするなど、通常通りの予選会の開催が困難であること。」がございました。

今後、新型コロナウイルスの感染状況により、予定された日程での都道府県予選会及びブロック大会の開催が困難な場合に備え、当協会では別紙のとおり「新型コロナウイルスに係る第 76 回国民体育大会 (三重県) 予選会の対応」を取りまとめました。

つきましては、関係各位におかれましては、別紙対応のとおりご準備いただきますとともに、都道府県競技団体等関係団体・機関に周知いただきますようお願い申し上げます。

## 記

1. 同封資料：新型コロナウイルスに係る第 76 回国民体育大会 (三重県) 予選会の対応
2. 参考資料
  - ・国民体育大会開催基準要項 (抜粋)
  - ・国民体育大会における都道府県代表選手の選考に関する指針

【お問合せ先】国体推進部 国体課 TEL03-6910-5808

Email : kokutai@japan-sports.or.jp

※緊急事態宣言を受け、1 月 8 日からテレワーク勤務を併用しております。ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解の程よろしくお願いいたします。

## 新型コロナウイルスに係る第76回国民体育大会（三重県） 予選会の対応

### 1. 基本方針

予選会（都道府県大会及びブロック大会）は、「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」及び「公益財団法人日本スポーツ協会国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針」並びに中央競技団体作成の新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン（以下、「ガイドライン等」という。）に基づき、感染拡大防止対策を徹底の上開催する。

予選会の開催可否は、ガイドライン等に基づき、感染状況や社会情勢を十分考慮の上、各主催団体が判断する。

### 2. 予定された日程での予選会開催が困難な場合の対応

新型コロナウイルス感染拡大により予定された日程での予選会開催が困難な場合は、国民体育大会開催基準要項第18項第3号に基づき、代替日程で開催するものとし、代替日程での予選会開催が困難である場合は、代替手段により選手選考を行う。

代替手段により選手選考を行う場合は、「国民体育大会における都道府県代表選手の選考に関する指針」（令和2年7月17日令和2年度第1回国民体育大会委員会決定）に基づき、透明性を担保して公平公正に選考すること。

#### (1) 都道府県予選会

##### 1) 中央競技団体のルールが適用される場合

都道府県競技団体が中央競技団体のルールに基づき選考する。

##### 2) 中央競技団体のルールがない場合

都道府県競技団体が中央競技団体にも確認し、都道府県競技団体のルール又は決定に基づき選考する。

##### 【中央競技団体のルールがない場合の選考例】

①公式記録により選考する。

②既存大会の結果により選考する。

③前年または前々年大会の結果により選考する。等

##### 3) 都道府県競技団体は、選考方法を関係者（選手、監督等）に対し周知する。

- 4) 都道府県競技団体は、対象となる選手に対して、エントリー等申込手続を行わせるとともに、選考前に対象選手の参加資格、本人の国体参加の意思を確認すること。

## (2) ブロック大会

### 1) 中央競技団体のルールがある場合

ブロック大会幹事県が中心となり、ブロックを構成する都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体にて、中央競技団体のルールに基づき選考する。

### 2) 中央競技団体のルールがない場合

ブロック大会幹事県が中心となり、ブロックを構成する都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体との協議により、ブロック代表枠の選考方法を決定する。

#### 【選考例】

第74回大会のブロック大会の結果により選考する。等

- 3) ブロック大会幹事県は、選考前までに、選考方法（選考基準、時期）を都道府県体育・スポーツ協会と書面等にて確認する。
- 4) ブロック大会幹事県競技団体は、ブロック大会を実施しない場合の対応について、中央競技団体にも事前に確認を行う。
- 5) 都道府県体育・スポーツ協会は、選考方法を都道府県競技団体等の関係者（選手、監督等）に対し周知する。
- 6) 参加都道府県体育・スポーツ協会は、国体参加申込システムにおいて、各ブロックの大会実施要項で定めた参加申込締切日までに参加申込手続を行い、ブロック大会幹事県は申込内容の受理作業を行う。

## (3) 代替手段による選手選考が困難な場合

困難である旨及びその理由を、速やかに日本スポーツ協会に届け出ること。

国民体育大会開催基準要項（抜粋）

18 都道府県大会及びブロック大会

- (1) 正式競技については、大会の予選会として次のとおり都道府県大会を開催するものとする。
  - 1) 都道府県体協等は、都道府県において大会の予選会を兼ねた都道府県大会を開催する。
  - 2) 都道府県大会は、会場地市町村等の共催又は後援の下に開催する。
  - 3) 都道府県体協等は、市町村の体育・スポーツ協会が当該市町村大会を開催できるよう援助する。
- (2) 参加者は、実施要項に基づき都道府県主催団体に申込む。大会の予選会としてブロック大会を開催する必要のある競技がある場合は、原則として本要項第 12 項のブロック区分によるブロック大会を次のとおり開催するものとする。
  - 1) ブロック大会は、各ブロック内の関係都道府県体協等の共催のもと、ブロック大会開催地市町村等の共催又は後援を得て開催する。
  - 2) 競技の運営は、開催都道府県体協等の協議によってブロック大会開催県の各競技団体が当たる。
  - 3) 競技運営に差し支えない限り、開催県選手は当該競技のブロック大会を経ることなく大会に参加することができる。
- (3) 災害その他の事由により、(1)又は(2)に定める大会の予選会が予定された日程で開催できない場合、代替日程で開催するものとし、大会開催時までに代替日程での予選会開催が困難である場合は、代替手段により大会出場者を選出するものとする。ただし、代替手段によって公平公正な選手選考が困難である場合は、その旨及びその理由について、日本スポーツ協会に対し、速やかに届け出るものとする。

## 国民体育大会における都道府県代表選手の選考に関する指針

2020年7月17日

日本スポーツ協会 国民体育大会委員会

国民体育大会における都道府県代表選手の選考にあたっては、以下の内容に十分配慮するものとする。

### 1. 選考基準の明確化

代表選手の選考にあたっては、選考人数、選考期間、選考対象大会、選考の方法、予選会免除対象者の取扱、その他選考において考慮すべき事項について、具体的に定めた選考基準を設定すること。

また、選考基準については、代表選手選考団体の委員会等で決定され、具体性があり、客観的に公平性・公正性が認められる内容であること。

### 2. 選考基準の周知

選考基準については、選手・監督等の関係者に対し、通知あるいはHP等により、広く確認できる方法で、余裕を持って事前に周知（公開）すること。

### 3. 選考基準の変更

原則、選考期間中あるいは選考対象大会開始後に選考基準の変更を行わないこと。  
なお、やむを得ず変更を行う場合は、すみやかに、選手、監督等の関係者へ周知し、十分に理解を得ること。

### 4. 選考結果の説明責任

選考結果については、選手・監督等の関係者に対し、通知あるいはHP等により、広く確認できる方法で周知（公開）すること。

また、選考結果に対する質問や疑義があった場合等の対応窓口を提示し、問合せ等があった場合は、すみやかに対応するとともに、当該者の理解が得られるよう、誠意をもって具体的かつ明確な説明に努めるなど、適切に対応すること。